

## 2. 情報提供

# 令和5年度からのさらなる加速化にむけて

- 令和4年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。
- 令和5年度からの予算制度の拡充、流域治水施策集等の公表や水害リスクの見える化等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。



Press Release

いのちと暮らしをまもる  
防災減災

令和5年3月28日  
水管理・国土保全局  
都市局  
住宅局

## 令和4年度の流域治水の取組の進展について ～令和5年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和4年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。令和5年度からの予算制度の拡充、流域治水施策集等の公表や水害リスクの見える化等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

### ○ 流域治水プロジェクトの取組の進展

一級水系において、令和3年度末に指標として見える化した7つの代表的な取組に係る全国的な流域治水の取組の実施状況を整理しました。(別添1)

### ○ 流域治水に係る予算制度の拡充

令和5年度より、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。(別添2)

### ○ 特定都市河川の指定拡大

令和4年度は、江の川水系、本川水系、六角川水系及び雲出川水系の4水系86河川が特定都市河川に指定され、全国の12水系で指定の手続きや検討が進められています。(別添3)  
令和5年度は、当面5年間に進める特定都市河川の指定等のロードマップを順次公表します。

### ○ 流域治水施策集(水害対策編)等の公表

流域関係者による施策の具体化・実践のため、令和4年12月に流域治水施策集(水害対策編)を公表しました。令和4年度末には、砂防や海岸における対策等を盛り込みました。(別添4)  
その他、遊水地の整備や利活用等の事例集も公表しています。(別添5)

### ○ 水害リスクの見える化・浸水状況のリアルタイム把握

全国の一級水系において、浸水リスクを見える化した水害リスクマップ(外水氾濫)を公表しました。(別添6)  
ワンコイン浸水センサの実証実験において、浸水や水位の上昇を検知、リアルタイムで把握でき、有効性が確認できました。(別添7)

### ○ 関係省庁、流域関係者との連携強化

令和5年1月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。(URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei1001.html>)  
令和4年度の出水期において、全国のべ162ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。(URL: [https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000196.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000196.html))  
民間企業による流域治水の取組を促進するため、令和4年度末に「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設しました。(URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)  
流域における砂防事業と治山事業が一体となった流域対策計画策定を美瑛川で先行的に実施しました。(別添8)

## 流域治水の本格的実践(令和5年度新規事項一覧)

別添2

○ 浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、遊水地の機能の早期復旧等の河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 特定都市河川指定後の都道府県による計画策定への支援【水管理・国土保全局】  
○ 特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」を策定し、流域のハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県が行う計画策定を支援 ※R5から5年間の時限措置【対象: 都道府県】  
○ 併せて、今後5年間における特定都市河川指定等について、R5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表

④ 貯留機能保全区域における排水施設や環境整備への支援【水管理・国土保全局】  
○ 区域に貯まった水の早期排水が可能となるよう地方公共団体が行う排水施設の整備を支援【対象: 地方公共団体(市町村、都道府県)】  
○ 環境改善のため、耕作放棄地や用水路における土砂掘削等を河川管理者が行うことが可能に【対象: 河川管理者(国、都道府県)】

⑤ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進【水管理・国土保全局】  
○ まちづくり連携砂防等事業を拡充し、まちづくりと砂防事業の計画が一体的に策定されている居住誘導区域等において重点的に土砂災害対策を実施し、防災まちづくりを推進【対象: 都道府県】

② 災害復旧による遊水地の堆積土砂撤去【水管理・国土保全局】  
○ 遊水地に浸水し、一定規模の堆積量が認められる場合、災害復旧にて土砂撤去が可能に【対象: 河川管理者(国、都道府県等)】

⑥ 事前防災のための防災集団移転促進事業の推進【都市局】  
○ 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進【対象: 市町村、都道府県(市町村からの申出に基づく)】  
⑦ 災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進【都市局】  
○ 都市構造再編集中支援事業について、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業における防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域からの移転支援を強化【対象: 市町村等】

③ 特定都市河川流域における下水道整備への支援【水管理・国土保全局】  
○ 「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域を追加【対象: 下水道管理者等】  
○ 雨水貯留浸透施設の整備について交付対象となる施設規模要件を緩和【対象: 下水道管理者等】

⑧ げげ地近接等危険住宅移転事業の制度拡充による移転促進【住宅局】  
○ 危険住宅の除却等費に係る補助限度額を拡充し、ハザードエリア内に存する危険住宅の移転促進を強化【対象: 市町村(原則)】  
【引越費用等への助成】 【建設費用への助成】

○ 令和5年度予算概要 [https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_Q08870.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_Q08870.html)

## 計画概要

・都市機能誘導区域(生活サービス(医療・福祉・商業等)を誘導するエリア)と居住誘導区域(居住を誘導し人口密度を維持するエリア)を設定

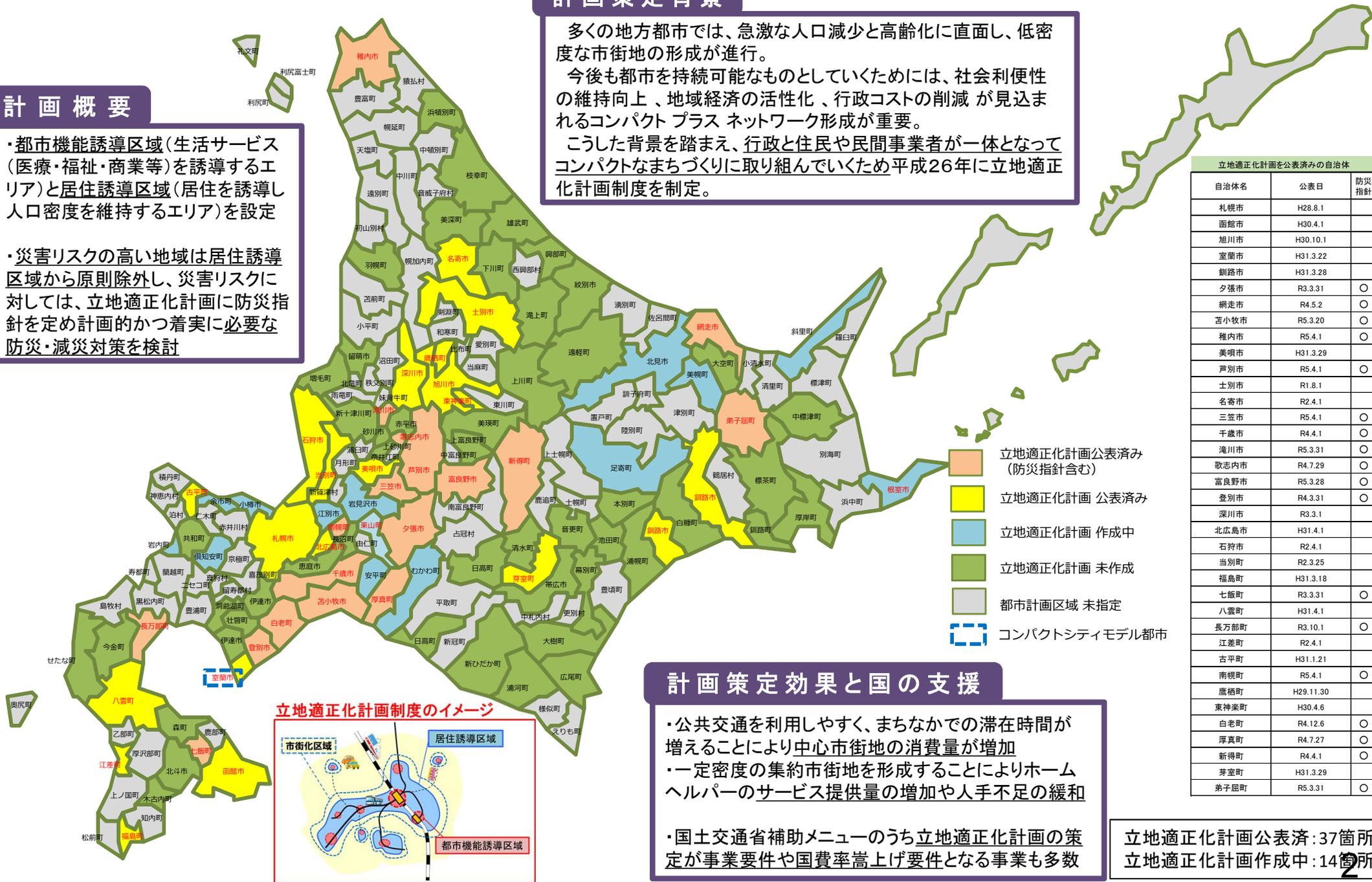
・災害リスクの高い地域は居住誘導区域から原則除外し、災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策を検討

## 計画策定背景

多くの地方都市では、急激な人口減少と高齢化に直面し、低密度な市街地の形成が進行。

今後も都市を持続可能なものとしていくためには、社会利便性の維持向上、地域経済の活性化、行政コストの削減が見込まれるコンパクト プラス ネットワーク形成が重要。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため平成26年に立地適正化計画制度を制定。



- 立地適正化計画公表済み(防災指針含む)
- 立地適正化計画 公表済み
- 立地適正化計画 作成中
- 立地適正化計画 未作成
- 都市計画区域 未指定
- コンパクトシティモデル都市

立地適正化計画を公表済みの自治体

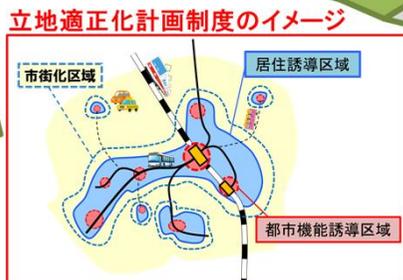
自治体名	公表日	防災指針
札幌市	H28.8.1	
函館市	H30.4.1	
旭川市	H30.10.1	
室蘭市	H31.3.22	
釧路市	H31.3.28	
夕張市	R3.3.31	○
網走市	R4.5.2	○
苫小牧市	R5.3.20	○
稚内市	R5.4.1	○
美幌市	H31.3.29	
芦別市	R5.4.1	○
士別市	R1.8.1	
名寄市	R2.4.1	
三笠市	R5.4.1	○
千歳市	R4.4.1	○
滝川市	R5.3.31	○
歌志内市	R4.7.29	○
富良野市	R5.3.28	○
登別市	R4.3.31	○
深川市	R3.3.1	
北広島市	H31.4.1	
石狩市	R2.4.1	
当別町	R2.3.25	
福島町	H31.3.18	
七飯町	R3.3.31	○
八雲町	H31.4.1	
長万部町	R3.10.1	○
江差町	R2.4.1	
吉平町	H31.1.21	
南幌町	R5.4.1	○
鷹栖町	H29.11.30	
東神楽町	H30.4.6	
白老町	R4.12.6	○
厚真町	R4.7.27	○
新得町	R4.4.1	○
芽室町	H31.3.29	
弟子屈町	R5.3.31	○

## 計画策定効果と国の支援

- ・公共交通を利用しやすく、まちなかでの滞在時間が増えることにより中心市街地の消費量が増加
- ・一定密度の集約市街地を形成することによりホームヘルパーのサービス提供量の増加や人手不足の緩和

・国土交通省補助メニューのうち立地適正化計画の策定が事業要件や国費率嵩上げ要件となる事業も多数

立地適正化計画公表済: 37箇所  
立地適正化計画作成中: 14箇所



## 立地適正化計画作成の手引き及びQ&Aについて

### 立地適正化計画作成の手引き

#### 目次

～はじめに～

- [1]立地適正化計画について
- [2]立地適正化計画の作成の流れ
- [3]立地適正化計画の検討のポイント

1. 関連する計画や他部局の施策等に関する整理について
2. 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出について
3. まちづくりの方針(ターゲット)の検討について
4. 目指すべき都市の骨格構造の検討について
5. 課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)の検討について
6. 誘導施設・誘導区域等の検討について
7. 誘導施策の検討について
8. 防災指針の検討について
9. 定量的な目標値等の検討について
10. 施策の達成状況に関する評価方法の検討について

◇[立地適正化計画作成の手引き\(令和5年3月版\)](#)

◇[立地適正化計画作成の手引き\(令和5年3月版\)改訂箇所明示](#)

◇[防災指針の検討について\(立地適正化計画作成の手引きP123～P214\)](#)

◇[立地適正化計画作成の手引き別冊「立地適正化計画の目標・KPI事例集」](#)

◇過去の改訂履歴

- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和4年4月版\)改訂箇所明示](#)
- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和3年10月版\)改訂箇所明示](#)
- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和3年7月版\)改訂箇所明示](#)
- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和3年3月版\)改訂箇所明示](#)
- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和2年12月版\)改訂箇所明示](#)
- ・[立地適正化計画作成の手引き\(令和2年9月版\)改訂箇所明示](#)

◇都市再生特別措置法第109条の2関係 参考様式(老朽化した都市計画施設の改修に係る都道府県知事への協議)

[【参考様式】協議書](#)

[【参考様式】協議書\(別添\)](#)

[【参考様式】同意書](#)

### 立地適正化計画の作成に関するQ&A

◇[立地適正化計画の作成に関するQ&A](#)(令和4年4月1日改訂)

# 立地適正化計画作成の手引き

国土交通省 都市局  
都市計画課  
令和5年3月改訂

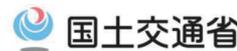


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



前回からの変更箇所

## 手引き改訂の視点



### H29.4 改訂

- 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出手順の詳細化（マクロ・ミクロ）
- 定量的な目標・効果設定の重要性

### H30.4 改訂

- 関連施策との連携強化やスマート・プランニングによる「質の向上」
- 都市のスポンジ化への対応、官民連携施策の取組

### R2.9 改訂

- まちづくりにおける「防災・減災の主流化」に向け、災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置付ける防災指針の作成
- 魅力あるまちづくりの実現に資する誘導施策等の充実
- 複数市町村による計画の共同作成、都市計画基礎調査の活用、客観的データに基づく目標値の設定等、計画の質の向上

### R3.7 改訂

#### 防災まちづくりの更なる推進に向けた先行事例・新制度等の追加

##### 防災指針の先行事例等の追加

- ・「防災コンパクト先行モデル都市」における防災指針検討・作成事例の追加（災害リスク分析、防災・減災の取組、目標設定等）
- ・「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を踏まえた内容の充実

##### 防災まちづくりに資する新制度の追記

- ・浸水被害防止区域等の創設
- ・一団地の都市安全確保拠点施設制度の創設
- ・防災性向上に係る地区計画制度の拡充
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件、担い手の拡充
- ・特別緑地保全地区の緑地指定要件の追加

### R3.10 改訂

- 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する政令の施行の反映

### R4.4 改訂

- 居住誘導区域外の災害レッドゾーン内における届出・勧告に係る公表規定の施行の反映等

～はじめに～

- ①立地適正化計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ②立地適正化計画の作成の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ③立地適正化計画の検討のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 1. 関連する計画や他部局の施策等に関する整理について・・・・・・・・・・ 11
- 2. 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出について・・・・・・ 32
- 3. まちづくりの方針（ターゲット）の検討について・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 4. 目指すべき都市の骨格構造の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 5. 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）の検討について・・・・ 82
- 6. 誘導施設・誘導区域等の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 7. 誘導施策の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 8. 防災指針の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- 9. 定量的な目標値等の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
- 10. 施策の達成状況に関する評価方法の検討について・・・・・・・・・・・・・・ 220

1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(1)市町村マスタープランと立地適正化計画を一体の計画として作成した事例

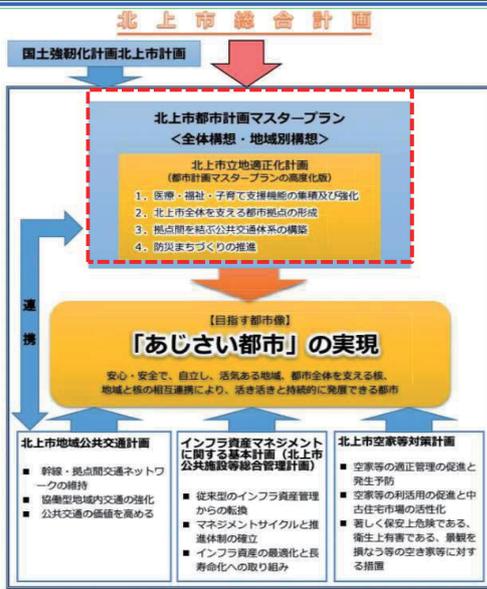
- 市町村マスタープランと立地適正化計画はそれぞれ独立したものであるが、立地適正化計画はマスタープランとしての性格を持つものであることから、立地適正化計画の一部（都市再生特別措置法第81条第2項第1号の「立地の適正化に関する基本的な方針」）については、市町村マスタープランと見なされるものとなっています。
- このような規定を踏まえれば、市町村マスタープランの改定時期を迎えているような場合は、**市町村マスタープランに立地適正化計画の内容を盛り込んで一体のものとして作成**することも考えられます。また、都市再生特別措置法第81条第22項に定める住民合意プロセス等の所定の手続きを経た**立地適正化計画を既存の市町村マスタープランに追加して一体のものとする**ことも可能です。

岩手県北上市(令和4年3月)

既存の都市計画マスタープラン(全体構想、地域別構想)に、立地適正化計画を追加策定。

- 構成
- 第1部 全体構想
- 第2部 立地適正化計画
- 第3部 地域構想

全体構想において「都市拠点」として「中心市街地型」と「商業業務型」の2地区を位置付け、都市全体を支える核とすることを旨とし、立地適正化計画においては、各々を「中心市街地型都市機能誘導区域」、「商業業務型都市機能誘導区域」として設定し、地区の特性に応じた都市機能の誘導を図る。



# 流域治水施策集 ～「流域治水」の実践に向けて、流域の関係者に共有・活用します～

## 〈流域治水施策集の特徴〉

- ① 施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
- ② 流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等を取りまとめ
- ③ 令和5年3月にVer2.0に更新。Ver1.0の内容に加え、山地や海岸における対策やコラム等の追加を実施



流域治水施策集

流域治水の役割分担

施策の目的 | 目的・実施主体別の施策 | 実施主体 | 施策の根拠となる法令、法定計画等 | 予算・税制

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等	予算・税制	Page
洪水氾濫の防止	#1 河道規制・導流・引込・取水路、ダム・遊水池、輪中堤	●河川管理者	河川法	河川整備計画 特定多目的ダム法 水資源機構法	一般河川改修事業 百段ダム建設事業 水資源機構事業等	p17
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (海軍事業法、土壌改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	別水ダム治水機能施設整備補助 固定資産税の特例措置	p18
津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂搬送による砂浜の保全・高止)	●海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等	p19
洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の責任で対策・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法	特定都市河川治水被害対策法	流域治水整備事業 特定都市河川治水被害対策推進事業等	p11
内水の排除 (排水元の管理者の責任で対策・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業等	p12
	#6 雨水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p13
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水溝)	●施設管理者	-	-	-	p14
	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川治水被害対策法 建設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p15
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p16
農地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川治水被害対策法 建設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道治水被害軽減総合事業 特定都市河川治水被害対策推進事業等	p17
	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域の防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p18
農地等の浸水の防止	#12 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の旨とする多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p19
	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業等	p20
土砂・洪水氾濫の防止	#14 流域治水対策	●国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫等による治水の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業等	p21
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業等	p22
貯留機能の保全(浸水の貯留)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p24
新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	-	p25
既存の住居に対し、 住まいの方を工夫する	#18 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(建築物の耐震性等) -	-	-	p26
	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ビロイ化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物の防災改修事業	p27
既存の住居に対し、 移転を促す	#20 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p28
防災まちづくり	#21 住居の個別移転	●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p29
	#22 居住誘導区域、防災地帯	●市町村	都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 都市再生特別措置法 等	コンパクトシティ形成支援事業 都市再生特別措置法中核事業等	p30
防災まちづくり	#23 防災まちづくり推進土砂災害対策	●国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村整備計画 等	まちづくり連携砂防事業等	p31

## 流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等一覧化(目次)

(流域治水施策集 ホームページURL:

[https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet\\_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html))

## 水管理・国土保全

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報](#)・[技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [パンフレット・事例集](#) > [流域治水施策集](#)

### 流域治水施策集

#### 基本情報

○Ver2.0

【閲覧用】

[流域治水施策集 水害対策編 \(PDF: 14.4MB\) R05.3月発行](#)

【印刷用】

[流域治水施策集 水害対策編 \(PDF: 14.4MB\) R05.3月発行](#)

○Ver1.0

【閲覧用】

[流域治水施策集 水害対策編 \(PDF: 7.35MB\) R04.12月発行](#)

【印刷用】

[流域治水施策集 水害対策編 \(PDF: 11.6MB\) R04.12月発行](#)

【本施策集について】

国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、

関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。

本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、

各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただくことを考えています。

Ver2.0では、河川及び流域における水害対策について、Ver1.0の内容に加え、山地や海岸における対策等の追加、コラムの充実等を行ったものです。

今後、継続的に更新や内容の充実等を図っていく予定であり、

流域治水の取組を実践する関係者からのご意見等をお聴きし、ニーズを汲み取りながら進めてまいります。

このため、本施策集に対するご意見やご感想等がございましたら、以下の問合せ先までお寄せ下さい。

なお、受け付けたご意見・ご感想等については、参考にさせていただきますが、必ず返信をさせていただきますものではございません。

ご意見やご感想等の問合せ先は[こちら](#)



別ウィンドウで  
開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。

左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。

Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。

国土交通省

農林水産省

文部科学省

経済産業省

# 流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編

# 流域治水の推進

～これからは流域のみんなまで～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



## 本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

Ver2.0「水害対策編」では、山地や海岸における対策等も追加し、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。今後、施策集の内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

# 施策集の使い方①

## 流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じ、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集	目的	施策	実施主体	流域治水の役割分担		予算・税制	Page
				根拠法令等	法定計画等（市内3市）		
1 氾濫を防止し、減らす	洪水氾濫の防止	#1 河川堤防・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 遊離ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
		#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (関係事業法、土地改良法、水防法等)	ダム洪水調節協議協議会 (洪水協定)	利水ダム治水機能評価整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の集約等との連携による防災の安全・高止)	海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業 等	p.11
		#4 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川治水被害対策推進事業 等	p.11
	内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業 等	p.12
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者 等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.14
		#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川治水被害対策法 優良に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業 等	p.15
	排水区域外の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道治水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業 等	p.15
		#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川治水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 特定都市河川治水被害対策推進事業 等	p.17
市街地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18	
	#12 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業のむすぶ多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18	
2 被害対策を実施し、減らす	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業 等	p.19
		#14 流域水対策	国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する土木の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業 等	p.19
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	国・都道府県・市町村 森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業 等	p.22
		#16 貯留機能の保全(浸水の許容)	都道府県等	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川治水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
		#18 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(流域内は条例で補完)	-	-	p.26
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住居等の防災改修 (嵩上げ・ボリ・化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修事業 等	p.27
		#20 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
	既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地等危険住居移転事業	p.29
		#22 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.31
防災まちづくり	#23 防災まちづくり(建築士防災対策)	国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村管理規程 等	まちづくり建築士防事業 等	p.31	
	#24 避難路・避難施設等の確保	市町村 民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32	
3 被害の発生を抑制し、減らす	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
		#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域(ハザードマップ))	河川管理者 水防管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.35
	#27 浸水被害軽減地区の明確化(計画・訓練)	市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.34	
避難の確保(災害時)	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法、水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	-	p.37	
経済影響の軽減等	#29 浸水対策(防水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会(国災に係る取組方針)	下水道治水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.38	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(治水地・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (流域治水型災害復旧)	-	河川等災害復旧事業	p.42	
	#31 災害復旧(治水地内の迅速な土砂撤去)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43	

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

# 各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
- ・実施主体
- ・根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

実施主体  
河川管理者

流域治水施策  
I 氾濫を防ぐ・減らす ———— 洪水氾濫の防止

## #1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

**目的**  
洪水氾濫の防止

**根拠法令・計画等**  
河川法  
特定多目的ダム法  
水資源機構法  
河川整備計画  
多目的ダムの建設に関する基本計画

**支援**  
予算・税制  
(直轄)  
一般河川改修事業  
直轄ダム建設事業 等  
(補助・交付金)  
事業間連携河川事業  
大規模特定河川事業 等  
広域河川改修事業  
補助ダム建設事業  
水資源機構事業 等

**技術的支援**  
・河川管理施設等構造令  
・河川砂防技術基準  
・ダム・堰施設技術基準 (案)  
・工作物設置許可基準  
・河川堤防設計指針

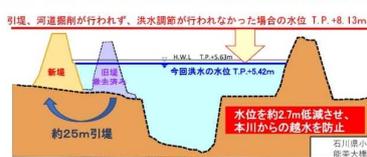
**施策の内容**

**概要**  
比較的高頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、  
・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。  
・洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



河道掘削(鹿児島県内川水系羽月川)  
引堤(石川県梯川水系梯川)  
立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

**施策の効果(事例)**  
・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



引堤、河道掘削が行われず、洪水調節が行われなかった場合の水位 T.P.+8.13m  
新堤 T.P.+5.8m  
今般洪水の水位 T.P.+5.42m  
水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を防止

**施策推進のポイント**

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

**施策に関する問合せ**

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
事業監理室 TEL 03-5253-8456

# 流域治水施策集

■ 河川区域における対策  
※海岸の場合は海岸保全区域における対策  
■ 集水域における対策  
■ 氾濫域における対策

○：今回追加

目的	施策	実施主体
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤 ●河川管理者
		#2 ダム事前放流 ●ダム管理者
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生) ●海岸管理者
	洪水氾濫の防止（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	#4 排水施設・ポンプ(河川) ●河川管理者
		#5 排水施設・ポンプ(下水道) ●下水道管理者
	内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設) ●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等
		#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路) ●施設管理者
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設) ●市町村・都道府県
	排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道) ●下水道管理者
	市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設) ●民間事業者・個人
	農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用 ●市町村・都道府県 ●農業者
		#12 「田んぼダム」 ●農業者
	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策 ●国・都道府県
	流木による被害の防止	#14 流域流木対策 ●国・都道府県
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策 ●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等
貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域 ●都道府県等	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域 ●都道府県
		#18 災害危険区域 ●市町村・都道府県
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等) ●市町村・都道府県
		#20 住居の集団移転 ●市町村
	既存の住居に対し、 移転を促す	#21 住居の個別移転 ●市町村
		#22 居住誘導区域、防災指針 ●市町村
	防災まちづくり	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策 ●国・都道府県・市町村
		高台まちづくり #24 避難路・避難施設等の確保 ●市町村 ●民間事業者
	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等) ●水防管理者
	3 被害の軽減 早期復旧等	避難の確保(平時)
#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練 ●市町村 ●施設管理者		
避難の確保(災害時)		#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信) ●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者
経済影響の軽減等	#29 浸水対策(耐水化・止水壁等) ●市町村・都道府県 ●民間事業者	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤) ●河川管理者	
	#31 災害復旧(遊水地内の迅速な土砂撤去) ●河川管理者	

施策コラム①霞堤の活用 ... p.9  
 施策コラム②特定都市河川 ... p.23

施策コラム③水害リスクマップ ... p.33  
 施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の治水対策の推進... p.39

# 流域治水の役割分担

	根拠法令等	法定計画等( )内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等		p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置		p.8
海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等		p.10
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等		p.11
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等		p.12
土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等		p.13
-	-	-		p.14
特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業		p.15
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等		p.16
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等		p.17
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等		p.18
土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等		p.19
砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業等		p.20
砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画等	砂防事業 治山事業等		p.21
森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画等	森林整備事業 治山事業等		p.22
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置		p.24
特定都市河川浸水被害対策法 建築基準法(規制内容は条例で規定)	流域水害対策計画 -	-		p.25 p.26
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業		p.27
防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業		p.28
-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業		p.29
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等		p.30
砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村管理構想等	まちづくり連携砂防等事業等		p.31
都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置		p.32
水防法	-	固定資産税等の特例措置		p.34
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等		p.35
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-		p.36
災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-		p.37
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置		p.38
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業		p.42
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業		p.43

施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート... p.40  
 施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度 ... p.41

※根拠法令等には関連法令も含む



# 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」の公表について

令和5年5月30日

「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」(主査:中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授)において、学校施設の水害対策の基本的な考え方や検討手順等を示した手引を取りまとめましたので、公表します。

## 1. 検討の背景

近年の頻発化・激甚化する豪雨等の水害により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、令和3年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が必要となりました。一方で、「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査」結果(令和3年6月)では、浸水想定区域に立地し要配慮者利用施設として位置づけられた公立学校のうち、学校施設内への浸水対策等を実施している学校が約15%であることなどが明らかになりました。

このことを受け、有識者会議を設置して検討を行い、このたび、学校施設の水害対策を推進するための手引を作成しました。

## 2. 手引のポイント

手引においては「学校施設の水害対策の検討手順」等について提言しています。主なポイントは以下のとおりです。

### (1) 学校施設の水害対策の検討手順(学校設置者と関係部局が連携して検討)

- ・ハザード情報の整理
  - ・学校ごとの脆弱性の確認
  - ・浸水対策とその優先度の検討
- (ハード) 止水板の設置、受変電設備・備蓄倉庫のかさ上げ、職員室等の上階移設  
(ソフト) 気象情報による臨時休校等の措置、上階避難の設定、排水溝の清掃

## 3. 今後の対応

- ・学校設置者に対し、本手引を周知し、水害対策(ハード、ソフト)の検討を依頼。
- ・併せて、関係省庁と連名で、治水担当・防災部局等の各所管部署に対し、学校設置者との

連携体制の強化を依頼。

・引き続き、浸水対策への財政支援など、学校設置者の取組を支援。

- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(概要\) \(PDF:1.3MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(本文\) \(PDF:4.3MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(参考資料1\) \(PDF:8.7MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(参考資料2\) \(PDF:8.7MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(参考資料3\) \(PDF:8.8MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」\(参考資料4\) \(PDF:8.4MB\)](#) 
- ▶ [「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」 正誤表](#)

お問合せ先

---

大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付

電話番号:03-5253-4111(内線3184)

---

(大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付)

# 水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引（概要）



文部科学省

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための<sup>しな</sup>靱やかな学校施設を目指して～

## 近年の水害と学校施設を取り巻く現状【第1章】

### ○近年の水害による学校施設の被害

・近年、豪雨等の水害の頻発化・激甚化により、校舎や屋内運動場等への浸水等の被害が多発  
(平成30年7月豪雨 物的被害667校 など)

・学校教育活動の早期再開にも支障  
〔1、2か月休校した学校も発生したほか、完全な復旧に1年以上かかるケースがあった〕



平成30年7月豪雨の被害



令和2年7月豪雨の被害

### ○国の水害対策と学校施設の取組

・水害リスクに対応するため『流域治水』への転換  
(令和3年5月流域治水関連法制定)  
⇒ **流域にかかわるあらゆる関係者により治水対策に取り組むことが必要**

・学校施設の水害対策の状況  
⇒ **公立学校の約2割が浸水想定区域に立地<sup>※</sup>、うち施設や受変電設備への浸水対策済みは、約15%**

※地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた学校

## 学校施設の水害対策の基本的な考え方【第2章】

### ○流域治水等に対して学校施設が担う役割

《**防災時に学校施設として第一に果たすべき役割**》

- ・緊急時の児童生徒等の安全確保
- ・学校教育活動の早期再開

《**公共施設の一つとしての地域防災上の役割**》

- ・地域の避難所や避難場所としての機能
- ・流域治水の取組への参加（雨水貯留浸透機能の向上等）

### ○学校設置者と治水担当部局や防災担当部局等の連携体制の構築

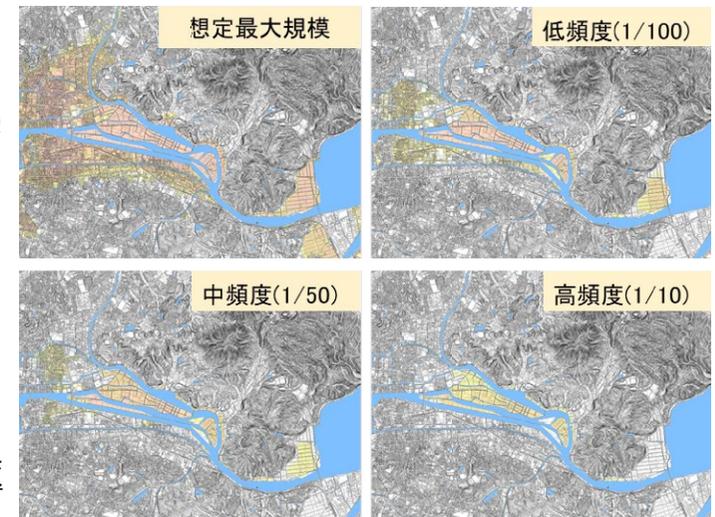
・ハザード情報や河川整備・まちづくりの方向性の把握に当たって、専門的な知見をもつ担当部局や、国の河川事務所と連携

### ○水害リスクを踏まえた浸水対策

- ・ハザード情報について、**想定最大規模の降雨による浸水範囲や浸水深だけでなく、より発生頻度の高い浸水想定等<sup>※</sup>にも着目して対策を検討**  
※例えば年超過確率<sup>※</sup>1/10など
- ・発生頻度ごとの浸水想定に対して、
  - －事前避難等や、施設整備によらない平時の点検・確認等の「ソフト面」
  - －施設整備による「ハード面」
 の両面から水害対策を検討・実施
- ・他の災害も含めた総合的な安全性を考慮
- ・タイムライン（防災行動計画）作成など水害対策の実効性の担保

### ○土砂災害防止対策

- ・警戒避難体制の整備、特定開発行為の許可や建築基準法への適合（新築、改築、大規模な修繕・模様替え時）



多段階の浸水想定図  
(図右肩の数は年超過確率<sup>※</sup>)

凡例	
浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
5.0m～10.0m未満の区域	5.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域	3.0m未満の区域
1.0m～3.0m未満の区域	1.0m未満の区域
0.5m～1.0m未満の区域	0.5m未満の区域
0.3m～0.5m未満の区域	0.3m未満の区域
0.3m未満の区域	0.3m未満の区域

※年超過確率1/10の降雨とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨の発生する確率が1/10（10%）の規模の降雨。対して想定最大規模の降雨とは、年超過確率1/1,000程度の降雨。

# 学校施設の水害対策の検討手順等（学校設置者と関係部局等が連携して検討）【第3章】

## <連携体制の構築と検討手順>

### 地方公共団体の関係部局等との連携体制の構築

○ハザード情報や河川整備等の共有など専門的な知見をもつ関係部局等※と連携して検討する体制を構築

※河川担当、下水道担当、港湾担当、国の河川事務所や都道府県の河川担当部局 等

### ハザード情報の整理

○河川等のハザード情報※を基に、学校ごとにハザード情報を整理  
 ※洪水・内水・高潮の浸水想定区域図、多段階の浸水想定図（年超過確率別の想定浸水深など）、浸水履歴、河川の計画・整備を踏まえた浸水想定 など

### 施設の脆弱性の確認、対策の方向性・優先度の検討

### 個々の学校施設の対策内容・整備方針等の検討

#### [施設の脆弱性の確認]

○過去の被害、現在の学校整備の状況等に応じて浸水時に想定される被害や影響を確認

#### [対策の方向性の検討]

○学校周辺の浸水深と頻度からハード・ソフト両面から対策を講じる範囲を検討

【例1】想定される浸水深は大きい、発生頻度が低い場合、事前避難等のソフト面の対策を前提とし、ハード面も検討

【例2】想定される浸水深は大きくない、発生頻度が高い場合、ハード面の対策を基本に検討

#### [優先度の検討]

○ハザード情報を踏まえ学校の優先度を検討

#### [対策目標浸水規模※の設定]

○対策目標ごとに対策目標浸水規模※を設定

- ・緊急時の児童生徒等の安全確保  
 →想定最大規模の浸水想定を踏まえて設定
- ・学校教育活動の早期再開に資する被害軽減・復旧の対策  
 →施設の使用期間（学校施設の長寿命化対策で目安としている80年）に経験する可能性の高い浸水想定を基本に設定

※対策目標浸水規模とは、対策目標を達成するために実施する水害対策の対象とする想定浸水深など

#### [ハード・ソフト対策の設定]

#### [整備方針・計画の検討]

○学校ごとの実情に応じて、例えば以下のとおり検討

- ・想定浸水深が大きく浸水が高頻度かつ施設に脆弱性がある優先度の高い学校を迅速に整備
- ・水害リスクを踏まえ長寿命化改修計画との調整、特に重要な対策は早期に重点的に整備
- ・まちづくり計画による高台移転の検討との連携

流域内の雨水貯留浸水機能の向上に資する取組の検討

## <留意事項>

国・都道府県・市町村等の関係者で実施する『流域治水協議会』等との連携に加え、  
 ・浸水被害を踏まえ、学校以外の公共施設も含め全庁的に検討する体制の構築  
 ・河川・防災担当等で検討する既存の体制に教育委員会が参加 などが考えられる

### ○年超過確率別の浸水想定図と学校の位置の重ね合わせ



→学校の近隣一帯が浸水する恐れがあるか等を把握できる

道庁提供防災マップを基に文科省で加工 https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index

### ○学校ごとのハザード情報の整理表（年超過確率別の想定浸水深）の作成

	洪水					内水	高潮	土砂		浸水歴
	1/10	1/50	1/100	1/200	想定最大			警戒	特別警戒	
A校	●m	●m	●m	●m	●m	-	●m	○	-	●
B校	-	-	-	●m	●m	●m	-	-	-	●
C校	-	●m	●m	●m	●m	-	-	-	-	●

→国管理河川の場合、データを保有する河川事務所と相談し、整理表を作成

### ○学校教育活動の早期再開のための対策モデルを活用した検討

・浸水頻度と想定浸水深に応じて、学校ごとに対策モデルに当てはめて検討  
 ・水害対策の詳細は、施設の改修等の設計の際に学校の意見も伺いつつ検討

対策目標浸水深	A. GL+0.5m程度未満 (床下浸水)	B. FL+0.5m程度未満 (床上浸水)	C. FL+0.5m程度以上 (床上浸水)
年超過確率 (目安)	1/10等	1/10~1/30	1/10~1/50 (1/100は中長期河道で検討)
ハード対策	屋外キュービクルの浸水対策 (かさ上げ)	受変電設備の浸水対策 (電気室に止水板・止水扉等を設置、架台設置、屋上・上階へ移設)	諸室の上階移設 (職員室、普通教室、特別教室、放送室等)
		止水板等を設置 (重要諸室：職員室、給食室、放送室等)	校舎・体育館等のピロティ等によるかさ上げ (FL+1m程度以上の場合)
		止水板等を設置 (体育館、校舎、校門等)	
	床下換気口への浸水対策 (止水板等)		
	逆流防止弁の導入		
	コンセント位置の修正 (FL30cm→60cm)		
	内装材の工夫		
	2F以上のオーバードレーン		

□：学校教育活動の早期再開のために重要なエリアの浸水を防ぐ □：敷地や建物内の浸水を防ぐ □：復旧までの期間を最小限にとどめる  
 □ (実線)：実施が望ましい対策 □ (破線)：学校毎に個別検討を行う対策 (オプション)

# 学校施設の水害対策のポイント・対策例（学校設置者と学校等が連携して検討・実施）【第4章】

## 緊急時に児童生徒等の安全を確保するための対策

### [対策のポイント]

(ソフト面)

- 学校を中心に、危機管理マニュアルや気象情報等に即した的確な対応などソフト面の対策が前提 ※危険が予測される場合は学校に来させない、早めに下校させる
  - 臨時休業等の事前の対応がない中で、局地的な豪雨など突発的な気象災害が発生した場合も想定しておくことが必要
- (ハード面)
- 併せて学校設置者と学校が連携してハード面の対策も検討することが重要
  - 児童生徒等の安全に万全を期す観点から、想定最大規模の浸水想定図を踏まえ、想定した対策の検討が重要
  - ①避難場所や避難経路、②避難誘導のためのバリアフリー化、③上階に垂直避難する場合の対策などを確認
  - まちづくり計画による高台整備の検討があった際は、関係部局と連携した学校の高台移転の検討も考えられる

### [対策例：ハード面]

対策	概要
緊急的な安全確保の場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定浸水水位以上の階の避難スペース等の確保（上階待機）</li> <li>・ピロティ化や、基礎・敷地のかさ上げの検討</li> <li>・学校周囲の高層の建物への避難</li> <li>・高層化や階高の設定等の検討</li> </ul>
要配慮者の垂直避難のための避難路のバリアフリー化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路のスロープの整備</li> <li>・エレベーター等の整備</li> </ul>
上階での備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄倉庫の想定浸水水位以上の階への配置</li> <li>・備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制の整備</li> </ul>
上階での電気設備等の最低限の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備、非常用発電設備を高い位置に設置</li> <li>・可搬型発電機を迅速に上階へ運ぶ体制の整備</li> <li>・浸水が想定される諸室と、上階の避難スペースとなる諸室の電気系統の切り離し</li> </ul>
上階での通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時に上階で使用できる通信の確保（相互通信が可能な防災行政無線、災害時優先電話等）</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の改修</li> <li>・校舎等の周囲に土砂を有効に遮る壁体の設置など</li> </ul>

## 学校教育活動の早期再開のための施設の被害軽減・早期復旧対策

### [対策のポイント]

(ソフト面)

- 平時の点検・確認等のソフト面は、学校設置者と学校が連携し、ハード面の対策に関わらず着実に取り組む。台風等の気象情報が発表された際は、学校を中心に応急措置を迅速に実施できるよう平時から準備
- (ハード面)
- ハード面の対策は、学校設置者と学校が連携して検討。
  - 変電設備等が浸水から守られ、普通教室・職員室等が利用可能な状態であることが重要。
  - 想定浸水深に応じて、①重要なエリアへの浸水を防ぐ、②可能なら敷地や建物内への浸水を防ぐ、③浸水を防げない場合でも復旧期間や費用を最小限にとどまるように工夫する、という考え方で対策の内容を検討。

### [施設整備によらない平時の点検・確認等の対策例：ソフト面]

概要
・平時の重要な書類等の管理場所の見直し・検討
・気象情報の発表時に上階へ上げる物品等の検討（タブレット端末、個人情報関係資料、重要機器等）
・重要な書類等の電子化
・日常の点検、清掃（排水口、雨どい、側溝、雨水ます等の詰まり）
・復旧工事等の早期着工のため、施設・設備に係る台帳や既存施設の建築図面の整理
・気象情報の発表時に施設被害軽減のための応急措置を行う人員・タイミングを整理
・防災設備・備品の確認
・被災時の学校教育活動場所の確保のため、代替的な教室等の確保策の検討

### [対策例：ハード面]

**重要なエリアの浸水を防ぐ**



受変電設備のかさ上げ

**敷地や建物内の浸水を防ぐ**



ピロティによる高床化

**復旧期間を最小限にとどめる**

- 床下換気口への浸水対策（止水板等）
- 逆流防止弁の導入
- コンセント位置の修正
- 内装材の工夫
- オーバーフロー管の設置等

**止水板の設置（給食室への浸水を防ぐ）**



## 国による推進方策【第5章】

- 関係省庁との連携
- 財政的な支援
- 災害復旧事業の運用改善
- 学校設置者への情報提供や技術的支援
- 防災教育への活用

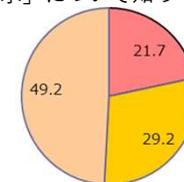
# 流域治水の自分事化検討会

- ✓ 住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討するため、様々な専門分野の有識者による検討会を令和5年4月に設置し議論
- ✓ 同年7月を目途に流域治水の推進に向けた普及施策の体系化と行動計画を策定予定

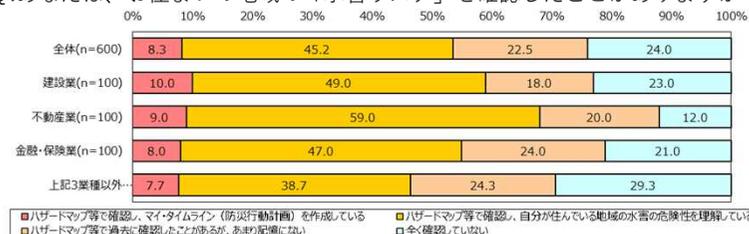
## 現状・課題

- ✓ 水災害対策に関するアンケート調査によれば、「流域治水」について内容を含めよく知っているとは答えた方は、2割程度。また、7割以上がハザードマップ等により水害リスクを確認しているものの、マイ・タイムラインの作成は、1割弱。  
⇒水災害リスクを確認している人は多いが、実際の行動に結びついていない現状。

Q. 「流域治水」について知っていましたか (N=600)



Q.あなたは、お住まいの地域の「水害リスク」を確認したことがありますか



## 水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 流域治水の自分事化検討会

### 《委員》

- 伊東 香織 岡山県 倉敷市長
- 今若 靖男 全国地方新聞社連合会 会長 (山陰中央新報社 取締役東京支社長)
- 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所 教授
- 小池 俊雄 国立研究開発法人 土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長
- 河野 まゆ子 株式会社 J T B 総合研究所 執行役員 地域交流共創部長
- 指出 一正 株式会社 sotokoto online 代表取締役
- 佐藤 健司 東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部 次長
- 佐藤 翔輔 東北大学災害科学国際研究所 准教授
- 下道 衛 野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 運用企画部長
- 知花 武佳 政策研究大学院大学 教授
- 中村 公人 京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 教授
- 松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
- 矢守 克也 京都大学防災研究所 教授
- 吉田 丈人 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授



(オンライン参加)



第1回検討会の様子(会場参加)

## 方向性

- ✓ 水災害の意識の高まりを実際の行動につなげていく「自分事化」を推進。認知と行動のギャップを埋めていく。



⇒自分事化の機会創出に向けた、自発的な取組を促す施策(行政からの働きかけ)を検討

第1回：令和5年4月28日(金) 10時-12時

・流域治水の自分事化に向けた論点整理、取組事例の紹介、今後の進め方について

第2回：令和5年5月25日(木) 13時-15時

・委員からの取組事例紹介、とりまとめ骨子(施策の体系化、行動計画、新規施策)

第3回：令和5年6月頃(日時未定)

・とりまとめ案(施策の体系化、行動計画、新規施策)

## 検討会等

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報](#) [技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [検討会等](#) > [水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会](#)

### 水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会

国土交通省では、住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討するため、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置しました。

#### 検討会 委員等

##### 委員

伊東 香織	岡山県 倉敷市長
今若 靖男	全国地方新聞社連合会 会長 (山陰中央新報社 取締役東京支社長)
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
○小池 俊雄	国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長
河野 まゆ子	株式会社 J T B 総合研究所 執行役員 地域交流共創部長
指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
佐藤 健司	東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部 次長
佐藤 翔輔	東北大学災害科学国際研究所 准教授
下道 衛	野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 運用企画部長
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授
中村 公人	京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 教授
松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
矢守 克也	京都大学防災研究所 教授
吉田 丈人	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

※ ○委員長

#### 開催状況

回数	開催日	開催案内	配付資料	議事要旨
第1回	令和5年4月28日(金)	<a href="#">第1回開催案内</a>	<a href="#">第1回配布資料</a>	<a href="#">第1回議事要旨</a>
第2回	令和5年5月25日(木)	<a href="#">第2回開催案内</a>	<a href="#">第2回配布資料</a>	<a href="#">第2回議事要旨</a>
第3回	令和5年6月19日(月)	<a href="#">第3回開催案内</a>	<a href="#">第3回配布資料</a>	

[ページの先頭に戻る](#)

国土交通省 (法人番号2000012100001) [ [アクセス情報・地図](#) ]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#) [国土交通省](#) [ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)

## 流域治水を自分事として理解してもらうための取組を検討します ～流域治水推進のための普及施策のとりまとめに向け、第3回検討会を開催～

住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討する、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会（第3回）」を6月19日（月）に開催します。

国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し、住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策の検討を進めております。第3回検討会では、普及施策のとりまとめ（案）について議論を行います。

### ■ 開催概要

- (1) 日時 : 令和5年6月19日(月)15:00～17:00
- (2) 開催方法 : 合同庁舎3号館1階局議室およびWeb会議併用
- (3) 委員等 : 別紙のとおり
- (4) 議題 :
  - ・とりまとめ（案）
- (5) 取材等
  - ・本検討会はWEB上でのみ傍聴が可能です。回線容量の都合上、傍聴の接続は1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。
  - ・WEBでの傍聴を希望される方は、6月16日（金）12:00までに以下のとおりメールにてご連絡ください。期日までにご連絡いただいた方にWEB会議傍聴用URLおよび会議資料を送付します。
    - 件名：【WEB傍聴希望】（第3回）流域治水の自分事化検討会
    - 本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）
    - 送付先：hqt-ryuiki-chisui\_wagakotoka■gxb.mlit.go.jp（■を@に置き換えてください。）
  - ・また、報道関係者に限り現地取材が可能です。冒頭あいさつまでとさせていただきます。現地取材をご希望の場合は、傍聴登録とあわせてその旨をお知らせください。
  - ・資料及び議事要旨は、後日国土交通省ウェブサイトに掲載する予定です。

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 山本、磯邊

TEL:03-5253-8111(内線 35382、35393)、03-5253-8443(直通)

# 水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を 増やす流域治水の自分事化検討会 委員名簿

## 委員

伊東 香織	岡山県 倉敷市長
今若 靖男	全国地方新聞社連合会 会長 (山陰中央新報社 取締役東京支社長)
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
小池 俊雄	国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長
河野 まゆ子	株式会社 J T B 総合研究所 執行役員 地域交流共創部長
指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
佐藤 健司	東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部 次長
佐藤 翔輔	東北大学災害科学国際研究所 准教授
下道 衛	野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 運用企画部長
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授
中村 公人	京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 教授
松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
矢守 克也	京都大学防災研究所 教授
吉田 丈人	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

## 普及施策の取組内容

### 目次

①流域治水を知ってもらう取組	#2
②自分事化を促す取組	#10
③行動を誘発する取組	#14
④質を上げる取組	#20

### ① 流域治水を知ってもらう取組

# 流域治水ロゴマーク

- ◎ 「流域治水」のシンボルとなるロゴマーク
- ◎ 「流域治水」への賛同の意思表示を



## 1. 募集期間

令和 5 年 6 月中旬～令和 5 年 7 月中旬

## 2. 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

## 3. 応募のポイント

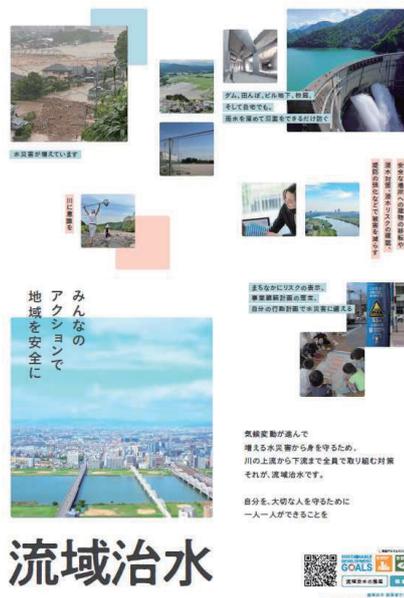
- ・ 気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化が懸念される中、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、様々な施策を総動員し水害対策を行う「流域治水」の重要性を表現した作品であること。
- ・ 普及啓発用の物品やSNS等に活用しやすい作品であること。
- ・ 既存の作品に類似したものでないこと。

## 4. 審査

- ・ 優秀賞 1点 ロゴマークに採用
- ※ 応募作品は事務局にて厳正に審査を行い、候補作品を5作品程度選定します。その後、一般投票（8月中）を行い、優秀作品をロゴマークとして採用します。

# 流域治水ポスター

- ◎ 「流域治水」が視覚的に目に入るよう、インパクトを重視したデザインにしつつも、「流域治水」の必要性や意義を理解いただけるような内容に
- ◎ 自分ができること、やるべきことを考えるきっかけになるポスターに
- ◎ 掲示場所は駅やショッピングセンターなど、住民生活に身近な場所でたくさんの方々の目に触れるように



ポスター案①

ポスター案②

# 流域治水の日、週間

- ◎ 流域治水の更なる全国展開に向けて、令和6年度以降に「流域治水の日、週間」を創設予定。
- ◎ 同一の日時(期間)において、流域治水の気運醸成に向けた取組を全国一斉に実施することで、流域治水に対する国民の意識の向上を図る。

## 現状(各地方整備局等による気運醸成の取組事例)

### 上流～下流が連携したイベントの開催

(例) 荒川フェスティバル (福島県)  
 地域イベントの中で、水防災に対するより一層の理解促進を図るため、防災・減災等を普及啓発する体験ブース等を展開。  
 阿武隈川支川荒川の河川敷を開放し、流域の特産品を販売・PRするなど、地域間の交流と流域の連携意識の形成を図ることで、流域治水への機運を高める。



防災車による降雨体験の様子



流域内の交流を図る物産店の様子

### 新聞、ラジオ、SNS等を活用した広報

- ・新聞広告の掲載による流域治水の取組紹介
- ・ラジオ(コミュニティ放送局)における流域治水の取組発信
- ・流域治水PR動画の作成、SNSでの公開

### 防災教育の実施

- (例) 土岐川・庄内川(愛知県)
- ・流域治水を周知・PRするため、小・中学生を対象に自由研究を募集
  - ・若い世代における、流域治水への理解・興味関心の向上を図る。



## 今後の取組

### R5年度

- ・各地方整備局等による取組を踏まえ、流域治水の日、週間の枠組みを検討
- ・関係省庁との調整を実施

### R6年度以降

- ・同一の日時(期間)において、全国一斉に取組を実施

# 河川空間の利活用を通じた意識醸成

- ◎ かわまちづくり、ミズベリング、河川環境教育等の推進により、魅力ある河川空間を創出し、その利活用を通して、川への関心や理解を醸成することで、流域治水の意識の醸成を図る

## 現状・課題

- ・魅力ある河川空間の創出により、多くの人々が水辺を訪れ、利活用することで、当事者意識が生まれ、流域治水の意識の醸成が期待される。
- ・河川空間の利活用推進に向けて、かわまちづくり、ミズベリング、河川環境教育等の取組を進めており、全国に取組やネットワークが広がっている。
- ・こうした日常の利活用のネットワークやコミュニティにおいて、流域治水の意識の醸成が重要。



日常の利活用の風景



全国276箇所、約11,000人が川の日「水辺で乾杯」を実施

## 今後の取組

### かわまちづくり・ミズベリング

- ・利活用に向けたイベントにおいて、流域治水をテーマにしたセッション等の開催
- ・令和2年度から実施しているミズベリング的流域治水ソーシャルデザイン研究会において、流域治水に繋がる利活用の取組について議論するとともに、普及啓発を実施



### 河川環境教育

- ・教育現場での河川環境教育の実践に向けて、教員向けパンフレットやこども向け教材を作成



# SNS等での情報発信

- ◎ 広く国民に「流域治水」を知っていただくため、本省、地方整備局等、事務所の公式Twitterを活用。
- ◎ 「#流域治水」を共通キーワードに、流域治水の取組や水に関する身近な話題やマニアックな話題を情報発信していく。

## 12月28日



写真は、外郭放水路を構成する施設のうち、江戸川に水をスムーズに流すため、水の勢いを弱める調圧水槽という施設で、67万立方メートルもの貯水量を誇ります。カラー照明するとこんなに幻想的な光景に。  
#水局広報チーム #外郭放水路 #地下神殿 #水しごと #流域治水 #川 #春日部

## 2月24日



【クイズ】突然ですが#クイズです。埼玉県は地理的に海に面してはいませんが、川はたくさん流れてるんです。では、埼玉県の県土面積全体に占める河川の割合は全国で何位でしょうか？  
① 1位  
② 2位  
③ 4位  
④ 6位  
答えは月曜日のこの時間に発表！お楽しみに♪  
#水しごと #河川 #埼玉県

## 3月28日



週末、田んぼの間にある#栃木県 #群馬県 #埼玉県の3県境に行ってきました！この場所、昔は渡良瀬川の中だったんだとか。3県境に歩いて行けるなんて珍しいですよ！  
田んぼと言えば#流域治水対策のひとつとして#田んぼダムも近年注目を集めています！  
#水しごと #河川 #ダム

## 1月10日



新年2発目の投稿は、隅田川から望むスカイツリーです！隅田川沿いには、魅力的な観光スポットのほか、遊歩道や水辺のテラス付き飲食店#かわてらす等もあり、賑わい創出が図られています。ぜひ水辺を歩いてみませんか。  
#水局広報チーム #水しごと #隅田川 #かわてらす #東京スカイツリー

## 1月12日



「受験生の皆さんへ」写真は埼玉県にある「合角(かっかく)ダム」で撮影しました。「合角」という文字は「ごうかく」とも読めることから縁起が良いとか。今週末の大学入学共通テストで皆さんが全力を發揮できるように応援しています！  
#水局広報チーム #合角ダム #ごうかく #合格祈願

## 1月19日



小学校の先生必見！#防災教育ポータルでは、洪水をどのようにとらえ、避難につなげるか、#小学校 #理科の授業で防災も学べる動画公開中！  
小4 雨水の行方と地面の様子  
小5 災害時の避難と土地の変化  
小6 土地のつくりと変化 授業や家での学習にご活用下さい！

# インフラツーリズムで訪れた人々に流域治水に触れてもらう取組

◎ インフラツーリズムを通じて、インフラを訪れた人々が楽しみながら役割や過去の災害等のつくられた背景を学ぶことで流域治水との関わりを深めてもらう取組を推進

### 環境整備事例：鳴子ダム

- 施設概要  
宮城県大崎市に所在する治水・かんがい・発電の多目的ダム。日本初の純国産アーチダムとして土木学会選奨土木遺産にも認定。
- 取組概要  
ダムを訪れた人々にダムの歴史や役割の情報を発信するため、多言語案内看板整備やマップの作成等の環境整備を実施中。年間約5.3万人（令和4年度）が来訪しており、更なるインフラツーリズム拡大のため、（一社）みやぎ大崎観光公社や地元大崎市と連携し、すだれ放流やライトアップを活用したツアー商品の販売等の取組を実施。



鳴子ダム すだれ放流



多言語案内看板の設置（イメージ）



首都圏外郭放水路



施設説明状況

### 官民連携事例：首都圏外郭放水路

- 施設概要  
埼玉県春日部市に所在する地域の浸水被害軽減を目的に建設された世界最大級の地下河川。
- 取組概要  
受入れ人数を拡大するため、土日祝日を含めた「民間運営」による社会実験見学会を平成30年8月より実施しており、年間約5.5万人（令和4年度）が参加。見学会にて地下神殿コンシェルジュが防災システムとしての施設概要や仕組、被害低減の効果を説明。

### 伝統的施設事例：富士川流域

- 施設概要  
登録有形文化財に指定されている栃原砂防堰堤、武田信玄によって築かれた信玄堤など、伝統的な施設が存在。
- 取組概要  
砂防施設の役割や歴史を情報発信する『SABOカード』をイベント等で配布。また、賑わい創出のための散策路の整備、案内板の整備やパンフレットの公開を実施。



信玄堤



栃原（とちはら）砂防堰堤

### 今後の取組

・多くの人々にインフラへ訪れてもらうため、官民連携による受入れ人数の拡大や、そのときその場でしか体験できないインフラツーリズムの魅力を発信すると共に、様々な事業（観光財源充当事業等）を活用し、インフラツーリズムの受け入れ環境の整備（多言語の案内板・ホームページの整備）を推進

関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所HPより

# ダイナミックSABOプロジェクト

◎ 全国各地に整備されている砂防施設を活用し、「防災意識啓発」を推進します。

各地における民間が主体となった砂防施設を活用した取組事例収集・成功事例の全国発信、官民連携による民間主体の砂防施設を活用した地域活性化・防災意識啓発ガイドラインを策定し、「見る」「学ぶ」「体験する」を通して、住民等が自分事となるような「防災意識啓発」の取組を推進します。

四季のある風光明媚なダイナミックな景色

ひとたび猛威を振ると土砂災害などの自然災害

見る

砂防を活用した「防災啓発」「地域活性化」

ダイナミックSABOプロジェクト

学ぶ

体験する

砂防堰堤などの事前防災  
ダイナミックな砂防技術

砂防を「見て・学んで・体験して自分事として「防災意識の啓発」を！

住民参加の避難訓練

中学生による防災ワーキング

住民自ら防災マップの作成

地域住民による樹林整備活動

## ② 自分事化を促す取組

### 防災教育に関する素材提供

◎ 学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいた  
だに役に立つ情報・コンテンツを収録したポータルサイトを平成30年  
に国土交通省ホームページに開設。

◎ 国土交通省の最新の取組内容や授業で使用できる教材例・防災教育  
の事例などを紹介。

◎ 学習指導要領により教育の現場において、防災教育の重要  
性が高まっているが、自然災害は、地域特性により災  
害の形態や被害状況は大きく異なることから、教科書を用いた画一的な授業では教材が不足。

◎ また、教科書的なカリキュラム作成や授業数の確保が困難  
であることに加え、教員も転勤などにより学校周辺地  
域の様子について知識が不足しているのが現状である  
ことから、**防災教育に関する素材を提供中。**

◎ 令和5年度より実践的な教育現場の事態に  
即した教材への見直しに着手。

◎ 災害時の危険な状況や気をつけるべきポイント  
をまとめた「カードゲーム」や授業を補完する  
「動画」、防災教育を行う教員のための「ガ  
イドブック」がこのポータルに掲載



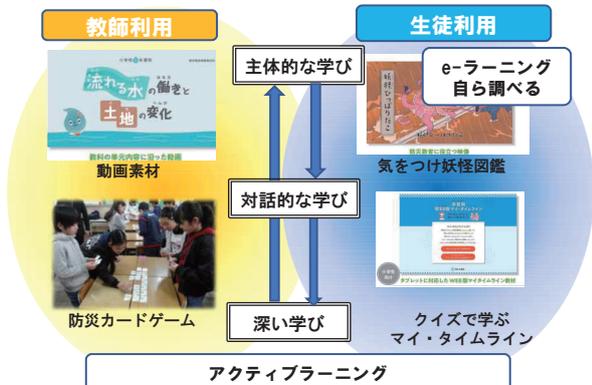
防災教育ポータルで検索

防災教育ポータル <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

実践的な教育現場の実態に即した教材への見直し

◎ 学校の授業では主流となっているアクティブラーニングに対応  
するため、e-ラーニングで活用できる教材のユーザーインター  
フェイスの改良（構成の見直し）及びコンテンツ作成。

限られた授業の時間で  
効率かつ自主的な学びを目指した改良



◎ 全国各地で発生した災害映像や想定される被害シミュレ  
ーション等を収集し、身近な地域での被害想定や、シチュエ  
ーション毎の分類分けを行い、教育現場の方にも対応した防災  
知識の習熟に向けたコンテンツを整理。



関東地方整備局 荒川下流河川事務所  
「フィクションドキュメンタリー荒川氾濫」



九州地方整備局 大分河川事務所  
「大分川の堤防決壊シミュレーション」

### (参考)未来の防災に資する人材育成

◎ 洪水や地震などから「命をまもる」ためには、適切な行動できる  
能力を養うことが重要。災害が起こるメカニズムを理解し、事象  
の特性をとらえ、予測、判断し、行動する過程を条件反射的に対  
応できる力を獲得させる必要がある。

◎ 日頃から防災に興味をもってもらえることが必要であり、夏休  
みの子どもたちを対象とした「子ども霞ヶ関見学デー」や、民間企  
業と連携した関東大震災100年を契機としたイベントを通じ、未  
来の防災に資する人材の育成を推進する。

#### 関東大震災100年イベント

◎ 関東大震災100年を契機とした「関東大震災特別  
企画展」を国営東京臨海広域防災公園にて令和5年  
8月26日～28日に実施。

◎ 国土交通省が作成した防災カードゲームのほか、  
報道機関、建設業界団体などの民間企業も参加し、  
防災に関する普及啓発を実施予定。  
日時：令和5年8月26日～28日  
場所：国営東京臨海広域防災公園



ジオラマを使った災害体験



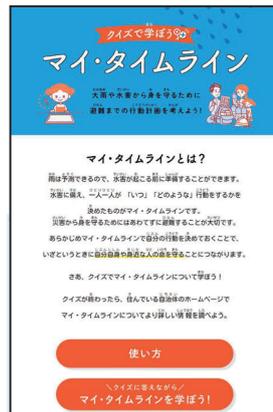
防災カードゲーム



なりきりTEC-FORCE隊員

#### 子ども霞ヶ関見学デー

◎ 毎年8月に実施している子ども霞ヶ関見学デーにおいて、未来の  
防災に資する人材を育成するため、災害現場を再現したジオラマ  
やミニカーを通じた災害対応や、防災カードゲームなどを実施。  
令和5年も8月に開催予定。



クイズで学ぶマイ・タイムライン



ヤフー株式会社との連携

人の意識を変え、災害を自分事化し、行動に移させることを目的として、水害伝承に関する良質な情報（コンテンツ）を普及・拡大する。

## 水害伝承に接する「機会」の拡大

水害伝承活動に関する情報（コンテンツ；Webや伝承施設等）のうち、一定レベルの情報を収集し、誰もがアクセスできるプラットフォームを構築する。

point

全国各地で水害伝承活動は行われているが、それら事例は現在は単体として孤立しており、取組みのレベルも様々である。そこで、一定レベルのコンテンツを周知、接する機会の創出と横展開を図る。

## 水害伝承認定制度

収集したコンテンツのうち、人の意識に働きかける（具体的に心を揺さぶる、水害に備えた行動や避難行動に誘う）ものを【認定】し、好事例として紹介する。

point

自分事化につながる良質なコンテンツの要件を検討・整理する。  
【認定】されたコンテンツを紹介することにより、深い学びを広め行動につなげる。

## ③ 行動を誘発する取組

# 共有プラットフォーム

- ◎ 各流域における取組事例を共有するウェブサイト「全国流域治水MAP」として構築（水管理・国土保全局特設サイト「カワナビ」内に設置予定）。
- ◎ 事例、課題やノウハウを端的に紹介し、#タグ付けして類似例がみられる構成にする。

### ウェブサイトイメージ



### 各取組事例のページ（制作中）



# デジタルテストベッド

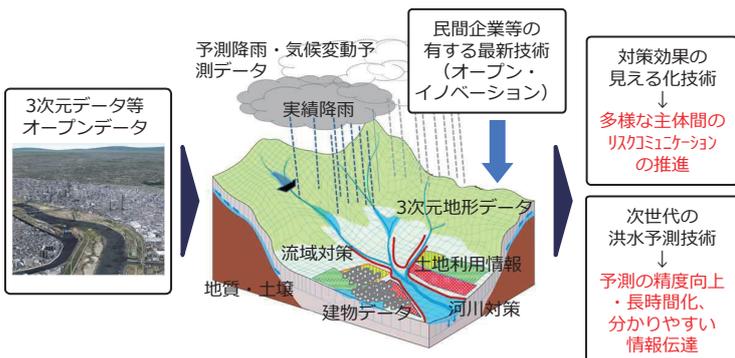
- ◎ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化への備えとして、国として必要な流域治水立案技術及び洪水予測技術の開発を加速するため、サイバー空間上の実証実験基盤(デジタルテストベッド)を整備する。
- ◎ 本基盤整備によりオープンイノベーションを加速させ、より早期の流域防災技術の開発・実装を目指す。

### 効果

近年、洪水が発生した水系を対象に、先行的にデジタルツインによる水害リスクの見える化機能（デジタルテストベッドの一部機能）を先行開発し、出水期前に行う流域治水協議会等により自治体等へ周知することで、流域内住民の避難行動促進につなげる。

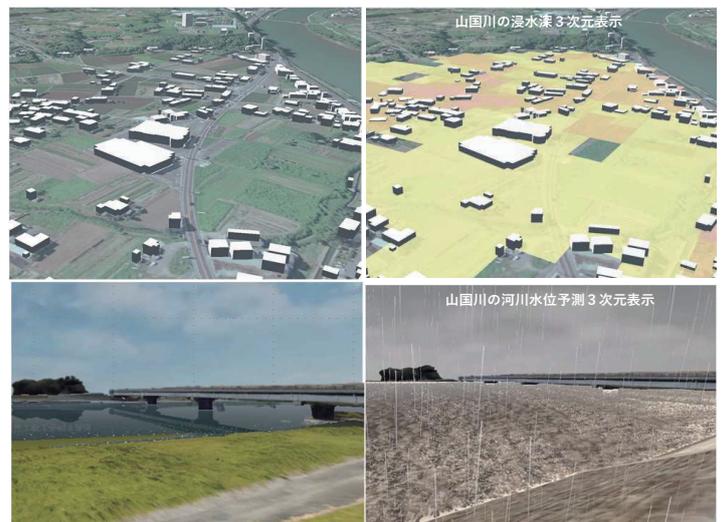
### 事業内容

国として必要な流域治水立案技術及び洪水予測技術の開発を加速するため、サイバー空間上の実証実験基盤（デジタルテストベッド）を整備する。



サイバー空間上に流域のデジタルツインを整備。最新技術を結集し、様々な条件で実験を実施。「流域治水の対策効果の見える化技術」「次世代の洪水予測技術」を開発

### 先行検討水系(山国川水系)



3次元データ・解析技術を活用した水害リスクの見える化（イメージ図）

## 地域に貢献する水防活動への企業等の参画

- ◎ 民間企業、NPO、自治会等に水防協力団体への参画を促し、地域を水害から守る水防活動への協力、水防に関する情報収集・提供及び知識の普及・啓発等の活動を促進する。
- ◎ 水防協力団体は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者(市町村長等)が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

### 水防に関する啓発等の協力

- ・水防に関する知識の普及、啓発、イメージアップ
- ・水防に関する情報収集、提供



商業施設による水防に関する啓発の協力  
(民間企業)

### 水防活動への協力

- ・水防に必要な資機材の保管、提供
- ・水防上必要な監視、警戒



水防資機材の保管、提供

## 流域治水オフィシャルサポーター制度

- ◎ 流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、オフィシャルサポーター制度を創設。
- ◎ 流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。

### 流域治水オフィシャルサポーターの活動内容(例)

#### 流出抑制や水害の被害低減に資する取組の実践

- ・自社ビルや駐車場地下に雨水貯留施設を設置
- ・流域治水に資する新技術の開発(雨水貯留施設に活用可能な資材、「田んぼダム」のための排水装置等)
- ・地域の水害リスク情報や避難情報を住民・企業に向けて発信



#### 国・自治体等による取組の支援

- ・自治体の運営する避難所への資機材の提供
- ・自治体との協定により、企業社屋等を水害時の避難場所として提供
- ・河川管理者主催の避難訓練・水防演習等への主体的な参加



NPO法人による避難所への間仕切りの提供※  
※奈良市HP  
<https://www.city.nara.lg.jp/site/bousai-saigai/7138.html>

#### 住民・企業などの理解を促すための情報発信・啓発活動

- ・メディア等が自社のSNSやwebサイトを通じて、地元の自治体や企業の流域治水の取組を紹介
- ・企業が開催するイベントにより、地域住民の流域治水への理解・参画を促進



イベントの例：  
マイ・タイムライン検討のためのワークショップ  
住民一人ひとりが、自身の置かれている洪水リスクを踏まえ、自分自身に合った避難行動を自ら考える。

#### 今後の取組

##### R5年度

- ・申請受付・認定
- ・各企業等によるオフィシャルサポーターの活動開始
- ・運用を踏まえた改善検討

##### R6年度以降

- ・運用改善に基づく取組の実施

# 防災・減災ビジネスの推進(オープンデータ活用)

◎ 雨量、水位など流域の幅広い実績データを使いやすい形式で提供するとともに、リアルタイムデータを災害時も含めて安定的に配信するなど、流域におけるオープンデータの推進により、これらのデータを活用した、防災・減災力の向上につながる様々な民間サービスの創出を促進する。

## 現状

- ・地域の防災・減災力の向上には民間の資金や技術を活用したイノベーションによるサービス創出が有効であるが、データ形式の統一、提供データの拡充、DBのUI改良など、データの利便性の向上が大きな課題。
- ・また、様々な河川情報を扱うための複雑な伝送系は、災害時の安定的なデータの障害リスクを高めている。

### 民間から寄せられたニーズ

- ✓ AI技術開発のため、実績のレーダ雨量データを提供してほしい
- ✓ 地図検索や一括検索などデータベースのUIを改善してほしい
- ✓ データを効率よく受け取るためのAPI機能を設けてほしい



メディアや自治体を含む検討会

### 現状の課題

- ✓ データ形式が未統一



- ✓ DBが使いづらい



- ✓ データの拡充が必要



- ✓ 安定配信に課題



## 今後の取組

- ・令和5年度の気象業務法及び水防法の一部改正に伴い、リアルタイムデータの配信単位を細分化するとともにデータ毎の利用条件などを明確化させ利用しやすい環境条件を整える。
- ・また、DBのUI改良を行い、データの利便性向上を図る。

### DBのUI改良



- ✓ 流域に関する幅広いデータを使いやすい形式で安定配信



- ✓ 民間によるサービス開発



# ④ 質を上げる取組

# 円滑な避難を支援する人材育成

- ◎ マイ・タイムラインやコミュニティー・タイムラインなどで個人や地域の円滑な避難を行うため、防災士、水防団、消防団、気象予報士、気象キャスターなどを対象にファシリテーターとなる人材を育成し、各地域に講師として派遣する仕組みを構築する。

【人材育成の取組】



防災士を対象とした研修会



消防団を対象とした研修会

【円滑な避難を支援する取組】



気象キャスターによるマイ・タイムライン講習会



自治会役員等による要配慮者マイ・タイムライン作成支援

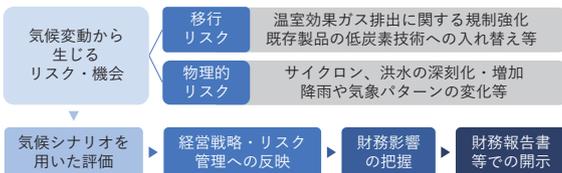
# TCFD提言を契機として企業が洪水リスクを理解し対策を講じることを促進する取組

- ◎ TCFD提言等による気候変動に係る洪水リスク評価及び対策の情報開示の支援等を通じて、企業が洪水リスクを理解し対策を講じる「自分事化」の促進を図る。

## 企業に気候変動リスクの評価が求められる背景

- ・ 令和4年4月の東証再編後、プライム市場上場企業においてTCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示が義務化
- ・ 上場企業（約1,800社）のうちTCFDに賛同し開示を行っている企業は約600社。9割以上が水害のリスクを評価、うち約2割は被害額増等を定量的に評価 ※令和4年9月時点

## TCFD提言による企業の情報開示の枠組み



## 今後の取組

- ✓ 先進的に水害リスク評価及び対策を行う企業のPR
  - ・ 国土交通省は、企業の洪水リスク評価及び対策の内容について事例収集を行い、先導的な取組を行う企業を広く紹介することで、企業による洪水リスク評価や対策実施の機運を醸成
  - ・ 国土交通省は、企業により目的に応じた適切な手法で洪水リスク評価が行われるよう、企業が実施した洪水リスク評価手法の評価・認証などを検討

## 気候変動リスクの評価に必要なデータの一覧化

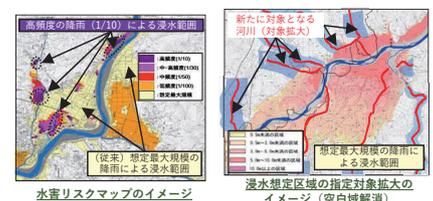
「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」での検討を踏まえ、気候変動リスク・機会の評価に必要な公表データを、関係省庁が連携して一覧化するなど、企業によるデータの取得の容易化を検討

## 気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会

金融庁、文部科学省、環境省、国土交通省が連携して「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置（令和4年12月）し、企業による気候変動リスク・機会の分析・評価の取組状況や課題を把握

## 洪水リスク評価実施の環境づくりのための更なるリスク情報の充実・公開

- ・ 国土交通省では、浸水範囲と浸水頻度の関係を示した水害リスクマップについて、ベースとなっている多段階の浸水想定図のデータを公開し、利活用を促進
- ・ ハザードマップ等の空白域解消のため、洪水浸水想定区域の指定対象を約17,000に拡大



## 洪水リスク評価及び対策の手法の提示

企業の気候変動を踏まえた洪水リスク評価及び対策の方法をとりまとめた「TCFD提言における物理的リスク評価の手引き～気候変動を踏まえた洪水による浸水リスク評価～」を国土交通省ウェブサイトにて公開（令和5年3月）



【手引き本文】

- ①スクリーニング
  - ・ 評価視点の特定／洪水規模の設定
  - ・ 現在の洪水リスクの把握
- ②将来リスクの評価
  - ・ 財務インパクトの特定
  - ・ 気候変動シナリオ・時間軸の設定
  - ・ 定性的評価または定量的評価
- ③洪水リスクの開示

【洪水リスク評価の流れ】



【対策例の紹介】

（上）止水壁、  
下：電気設備のかさ上げ

# 企業と連携した生物多様性保全に資する取組

◎ TNFDにおける議論を踏まえ、今後、企業による生物多様性保全の取組のさらなる活性化が期待される。

## 生態系ネットワーク協議会における企業連携

### ✓ 生態系ネットワーク

- 国土交通省では、流域における多様な主体と連携し、川の中を主とした取組から、流域の「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」へと視点を拡大し、流域の緑地や農地などにおける環境省や農林水産省の施策とも連携しながら魅力的で活力ある地域づくりを支援
- 全国で17の協議会が活動 ※R5.4月時点

### ✓ 石狩川流域

- 洪水調節のために造られた舞鶴遊水地の植生や水環境を管理し、繁殖期の立入制限や見守り活動を通じて、タンチョウが営巣しやすい環境を整備
- 学校での環境学習、舞鶴遊水地を活用したイベント、地元産の米や野菜等を使った商品開発・販売などを行い、地域活性化にも活かす取組を実施
- 近年は、北海道中央バス(株)や(株)JALスカイ札幌などと連携したバスツアーを開催



【JALと連携したバスツアーで提供された町産農産物を使った機内食風ランチ】



【タンチョウをシンボルに開発された商品】(写真:ながまタンチョウおもてなしセレクション)



【子どもたちと「スノーアート」を制作】(写真:長沼町)

### ✓ 斐伊川流域

- ラムサール条約湿地の宍道湖・中海や斐伊川流域において、大型水鳥をシンボルとした生態系ネットワーク形成に向けた取組を環境づくりと地域づくりの両面から推進
- 地元観光協会と共にマガンのねぐら入りを見学するツアーなどを開催
- 地元酒造会社と連携し、ツアーにちなんだお土産を進呈



【宍道湖へねぐら入りするマガンの群れを観察するツアー】



【地元酒造会社と連携したツアーにちなんだお土産(酒粕)を進呈】

## 地域と連携した生物多様性保全の活動

### ✓ 「埼玉セブンの森」の活動

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会と国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所と川島町と(一財)セブン・イレブン記念財団の四者で、「埼玉セブンの森」事業に係る連携に関する協定を締結(R4年11月)

以下を目的に活動

- 荒川の河川改修により残された旧流路周辺の河畔林や湿地を保全・再生し、生物多様性の向上を図る
- 「エコロジカル・ネットワーク」(野生動植物の生息空間)づくり
- 流域住民が自然と触れ合う機会を提供する



【サクランソウの苗5株を植栽】



【環境学習】



【灌木類除去】

### ✓ シャープディスプレイテクノロジー株式会社三重事業所

- 地域住民発足の「佐奈川を美しくする会」と連携し、絶滅危惧種アゼオトギリを保護・繁殖する勉強会に参画し、事業所内での栽培、地域と連携した移植地整備を実施
- 事業所の調整池に生息しているタモロコヤフナを捕獲し、佐奈川に放流する取組を実施



【絶滅危惧植物の保全(移植)】



【佐奈川への魚の放流】



【水生生物観察会】

# 表彰制度(流域治水大賞)

- ◎ 流域治水に寄与する活動を応募、顕彰し、広く全国に紹介、啓発するための表彰制度を創設する。
- ◎ 企業、団体、行政、個人、学校等を募集対象とし、応募された活動の中から優れたものに対して賞を授与。インセンティブを設けた表彰制度とすることで取組の拡大を支援。

## 流域治水 関係省庁:

内閣府、金融庁、総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、気象庁、環境省

インフラDXに関する優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして横展開(企業、地方公共団体等)

**取組**

- 土砂災害警戒区域の情報をGISへ
- 市町村所有の地盤図データの取り込み
- 地盤検査で地所を瞬時に特定
- GISの警戒区域と関連図書を結びつけ
- ワンクリックで簡単に情報を表示

**効果**

- 行政サービス向上(稼働率向上→15~20分程度)
- 職員の負担軽減
- 対応記録のペーパーレス化

**展開**

- タブレット端末等での窓口対応
- オープンデータ化による情報公開
- 類似業務への展開

国土交通大臣表彰(地方公共団体等の取組部門) 土砂災害警戒区域の照会迅速化【埼玉県】



表彰制度事例(インフラDX大賞)

インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を表彰し、ベストプラクティスとして横展開し取組を促進

**国土交通大臣賞** 松江市上下水道局

◆登録有形文化財の保全  
◆水道水供給継続  
◆早期完成

文化財に指定されたダム(PSアンカー)工法による耐震補強工事



表彰制度事例(インフラメンテナンス大賞)

地域を流れる川を活かして、賑わいを創り出し、他の模範となる先進的な取組を表彰 これからの「かわまちづくり」の質的向上を図るほか、民間事業者への参入を促進



表彰制度事例(かわまち大賞)

資料3-3

普及施策のロードマップ

ロードマップのイメージ：  
①流域治水を知ってもらう取組

新規施策・主対象	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	
①流域治水を知ってもらう取組	○ 流域治水ロゴマーク、ポスター 地域 個人 企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロゴ公募(6月中旬～7月中旬)、審査(7月下旬)、一般投票(8月上旬～8月下旬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロゴ、ポスターの使用開始 (9月上旬頃～)</li> </ul>		
	○ 流域治水の日、週間 地域 個人 企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方整備局等による気運醸成の取組</li> <li>枠組み検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロゴ等を活用した全国一斉の取組</li> </ul>	
	○ 河川空間の利活用を通じた意識醸成 地域 個人 企業・団体		<ul style="list-style-type: none"> <li>かわまちづくり、ミズベリング等のイベントにおける流域治水の普及啓発</li> <li>河川環境教育の教育向けパンフレットやこども向け教材の作成</li> </ul>		
	○ SNS等での情報発信 個人 企業・団体		<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方整備局等のSNS等を活用した情報発信 (全国一斉の取組)</li> </ul>		
	○ インフラツーリズムとの連携 個人 企業・団体		<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人々にインフラを訪れてもらうための</li> <li>・魅力の発信</li> <li>・受け入れ環境の整備</li> </ul>		
	○ ダイナミックSABOプロジェクト 地域 個人 企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組事例の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成功事例集を作成・活用し、全国における取組を推進</li> <li>・有識者会議を開催し、民間主体による砂防施設を活用した地域活性化・防災意識啓発ガイドラインを策定</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン等を活用した全国展開</li> </ul>	

新規施策・主対象	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	
②自分事化を促す取組	○ 防災教育に関する素材提供 未来の防災に資する人材育成  個人 企業・団体	アクティブラーニングに対応するため、e-ラーニングで活用できる教材のユーザーインターフェースの改良及びコンテンツ作成			
	○ 水害伝承に関する情報(コンテンツ)の普及・拡大  地域 個人 企業・団体	水害伝承認定制度、水害伝承活動に関する情報プラットフォームの検討	水害伝承認定の実施、水害伝承活動に関する情報プラットフォームの構築・運営		
③行動を誘発する取組	○ 共有プラットフォーム (全国流域治水MAP)  地域 個人 企業・団体	データベース構築	運用開始(随時、取組事例の掲載)		
	○ デジタルテストベッド  地域 企業・団体	流域デジタルツインの開発・試行			運用開始
	○ 地域に貢献する水防活動への企業等の参画  地域 企業・団体	水防協力団体の実態調査、支援策の検討	水防協力団体の参加促進の取組を実施		

新規施策・主対象	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
③行動を誘発する取組	○ 流域治水オフィシャルサポーター制度  企業・団体	申請受付・認定	各企業等による活動開始 運用を踏まえた改善検討	運用改善に基づく取組の実施
	○ 防災・減災ビジネスの推進 (オープンデータ活用)  企業・団体		システム更改	データ提供開始
④質を上げる取組	○ 円滑な避難を支援する人材育成 (防災士、水防団等の活用)  地域 個人 企業・団体	円滑な避難を支援する人材育成の取組を推進 アドバイザー派遣制度の検討		円滑な避難を支援するアドバイザー派遣の取組を推進
	○ 気候変動リスク開示における民間企業の取組の支援 (TCFD)  企業・団体	先進的に水害リスク評価及び対策を行う企業のPR 洪水リスク評価手法の評価・認証などの検討	気候変動リスクの評価に必要なデータの一元化 洪水リスク評価実施の環境づくりのための更なるリスク情報の充実・公開	
	○ 表彰制度(流域治水大賞)  企業・団体 行政 個人 学校	表彰制度の検討	新たな表彰制度に基づく募集	審査受賞者の選定

■流域治水 関係省庁  
・内閣府、金融庁、総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、気象庁、環境省

# 今後のスケジュール(予定)

※令和5年7月現在の予定

## 流域治水協議会

